

平成 3 1 年度教育課程研究指定校事業公募要領

本指定校事業は、平成 3 1 年度予算案に計上されており、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続を行うものです。実際の事業実施には当該予算案の国会での可決・成立が前提となりますので、今後、内容等に変更が生じる可能性があることをあらかじめ御了承ください。

1 応募者に必要な資格に関する事項

応募者については、次の（１）及び（２）の要件を全て満たすこととする。

（１）予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）国立教育政策研究所の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2 公募への応募方法

（１）公募書類の様式、提出方法等

○標記事業の実施を希望する場合

希望調書鑑（様式 1）及び希望調書（様式 2 - 1 ~ 2 - 5 から該当するものを選択）と経費積算見込表（様式 3）を下の表に示すように作成し、提出してください。なお、特別支援学校については、相当する校種の様式を適宜修正して使用してください。また、公募課題 2（5）に応募する場合のみ、様式 2 - 5 を使用してください。

○標記事業の実施を希望しない場合

様式 4 により、メールにて御回答ください。

希望の有無	提出物	様式等	枚数等	提出方法・部数等
希望がある 場合	希望調書鑑	様式 1	A 4 判横書 片面 1 枚	①紙媒体（郵送等） 1 部 ②電子データ（電子メール） 1 部 （注：下記参照）
	希望調書	様式 2 ※様式 2 - 1 ~ 2 - 5 から該当校種のものを選択（公募課題 2（5）に応募する場合のみ様式 2 - 5 を使用）	A 4 判横書 両面 2 枚以内	①紙媒体（郵送等） 1 部 ②電子データ（電子メール） 1 部 （注：下記参照）
	経費積算見込表	様式 3	A 4 判片面 1 枚	①紙媒体（郵送等） 1 部 ②電子データ（電子メール） 1 部 （注：下記参照）
希望がない 場合	回答票 (希望無し)	様式 4	A 4 判用紙 片面 1 枚	電子データ（電子メール） 1 部 （注：下記参照）

①紙媒体の提出について

- ・希望が複数ある場合は、様式2・3を学校ごとにクリップ止めして提出してください。
- ・送付の際には、封筒の表に次のように明記してください。

◆公立の場合
「H31 指定校公募+公立+都道府県・政令指定都市番号+都道府県・政令指定都市名」 (例)「H31 指定校公募 公立12 千葉県」
◆私立の場合
「H31 指定校公募+私立+都道府県番号+都道府県名」 (例)「H31 指定校公募 私立14 神奈川県」
◆国立の場合
「H31 指定校公募+国立+都道府県番号+大学名(略記)」 (例)「H31 指定校公募 国立21 岐阜大学」

②電子データの提出について

- ・電子データは電子メールにて提出してください。
- ・その際、メールのタイトルは上記①の封筒の表と同じように記載してください。
- ・各様式のファイル名は次のようにして表記してください。

様式1	<p>◆公立の場合</p> <p>「H31 鑑+公立+都道府県・指定都市番号+都道府県・指定都市名」 (例)「H31 鑑 公立12 千葉県」</p> <p>◆私立の場合</p> <p>「H31 鑑+私立+都道府県番号+都道府県名」 (例)「H31 鑑 私立14 神奈川県」</p> <p>◆国立大学法人の場合</p> <p>「H31 鑑+国立+都道府県番号+大学名(略記)」 (例)「H31 鑑 国立21 岐阜大学」</p> <p>※様式1の②電子データについては、①紙媒体(公印有)と同じ記載内容のものを、PDFではなく、Word等のワープロ形式の電子媒体で提出してください。(公印は不要です)</p>
様式2	<p>◆公立の場合</p> <p>「H31 希望調書+公立+都道府県・指定都市番号+都道府県・指定都市名+学校名」 (例)「H31 希望調書 公立12 千葉県 柏市立〇〇小学校」 複数校の場合…「H31 希望調書 公立12 千葉県 柏市立〇小学校 外2校」</p> <p>◆私立の場合</p> <p>「H31 希望調書+私立+都道府県番号+都道府県名+学校名」 (例)「H31 希望調書 私立14 神奈川県 〇〇〇高等学校」</p> <p>◆国立大学法人の場合</p> <p>「H31 希望調書+国立+都道府県番号+都道府県名+学校名」</p>

	<p>(例)「H 3 1 希望調書 国立 2 1 岐阜県 岐阜大学教育学部附属○学校」</p> <p>※様式 2 の②電子データについては PDF 版を提出してください。</p>
様式 3	<p>◆公立の場合 「H 3 1 経費積算見込表 + 公立 + 都道府県・指定都市番号 + 都道府県・指定都市名 + 学校名」 (例)「H 3 1 経費積算見込表 公立 1 2 千葉県 柏市立○○小学校」 複数校の場合…「H 3 1 希望調書 公立 1 2 千葉県 柏市立○小学校 <u>外 2 校</u>」</p> <p>◆私立の場合 「H 3 1 経費積算見込表 + 私立 + 都道府県番号 + 都道府県名 + 学校名」 (例)「H 3 1 経費積算見込表 私立 1 4 神奈川県 ○○○高等学校」</p> <p>◆国立大学法人の場合 「H 3 1 経費積算見込表 + 国立 + 都道府県番号 + 都道府県名 + 学校名」 (例)「H 3 1 経費積算見込表 国立 2 1 岐阜県 岐阜大学教育学部附属○学校」</p> <p>※様式 3 の②電子データについては PDF 版を提出してください。</p>
様式 4 <u>希望がない場合に提出</u>	<p>◆公立の場合 「H 3 1 回答票 + 公立 + 都道府県・指定都市番号 + 都道府県・指定都市名」 (例)「H 3 1 回答票 公立 1 2 千葉県」</p> <p>◆私立の場合 「H 3 1 回答票 + 私立 + 都道府県番号 + 都道府県名」 (例)「H 3 1 回答票 私立 1 4 神奈川県」</p> <p>◆国立大学法人の場合 「H 3 1 回答票 + 国立 + 都道府県番号 + 都道府県名 + 学校名」 (例)「H 3 1 回答票 国立 2 1 岐阜県 岐阜大学」</p> <p>※Word 等のワープロ形式の電子媒体で提出してください。(公印は不要です)</p>

※都道府県・指定都市の番号は次のとおり記入してください。

1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県
9 栃木県	10 群馬県	11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県	16 富山県
17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県	21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県
25 滋賀県	26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県	31 鳥取県	32 島根県
33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県
41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県	48 札幌市
49 仙台市	50 さいたま市	51 千葉市	52 川崎市	53 横浜市	54 相模原市	55 新潟市	56 静岡市
57 浜松市	58 名古屋市	59 京都市	60 大阪市	61 堺市	62 神戸市	63 岡山市	64 広島市
65 北九州市	66 福岡市	67 熊本市					

③加配について（公立学校のみ対象。ただし、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園は除く）

教職員定数の特例加算（以下「研究指定校加配」という。）は、平成31年度の措置について現在未定ですが、定数枠が示された場合に速やかに加配措置予定校を決定するため、措置を希望する公立学校については、様式1の「加配」欄に○を記入してください。

※加配希望の有無と、指定校採択（内定）に係る審査とは一切関係ありません。

※加配を希望する場合は必ず、各都道府県・指定都市教育委員会の教員定数担当課とも協議の上、御提出ください。

(2) 提出期限及び提出先

○電子データ：**平成30年12月13日（木）まで【必着】**

○紙媒体：電子データを提出後、速やかに送付願います。

※必ず、電子データの送付後、紙媒体を送付し、どちらの媒体も提出すること。

※メール送信上の事故（未達等）や郵送中の事故については、研究所は一切の責任を負わない。

○提出先：

〒100-8951

東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

国立教育政策研究所 教育課程研究センター 研究開発部研究開発課指導係

電話 03-6733-6822

E-mail shidoukk@nier.go.jp

提出に関して御不明な点があれば、事前にお問い合わせください。

3 誓約書の提出等

本事業においては、誓約書の提出を要しない。

4 事業規模（予算）の目安

(1) 事業規模（予算）

◎本事業の事業規模（予算）は、予算の範囲内で決定するが、採択件数は1公募課題あたり1～4件程度を目安とするほか、委託先（学校等）1件につき20～30万円程度を目安とする。

(2) 委託経費

本事業の実施に要する経費として認めるものは、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、図書購入費とする。

5 選定（審査）方法等

(1) 選定方法

審査委員会において、提出された希望調書及び経費積算見込表にて書類審査を行い、当該審査結果に基づき、委託先を選定する。なお、審査に当たっては、応募者に対し、審査に必要な資料の追加提出等を求める場合がある。

(2) 審査基準

別紙2参照

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内に全ての応募者に選定結果を通知する。

なお、選定結果の通知後、選定された応募者に対し、審査委員会の審査意見を踏まえた計画の見直し等を要望する場合がある。

6 契約締結

選定の結果、契約予定者となった応募者は、実施計画書を作成し提出するとともに、実施計画書等を基に別紙3「委託契約書（見本）」により委託契約をするものとする。なお、契約金額については、事業計画書の内容を勘案して決定するので、応募者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

〔契約締結に当たり必要となる書類〕

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、実施計画書と積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）を提出していただきます。遅滞なく提出していただく必要がありますので、事前の準備のほど、よろしくお願いいたします。

7 スケジュール（予定）

- (1) 公募締切り：平成30年12月13日（木）必着 ※新規指定校のみ
- (2) 審査：平成30年12月下旬頃
- (3) 審査結果の通知：平成31年1月上旬頃 ※必要に応じて追加公募を実施
- (4) 連絡協議会開催案内、実施計画書等作成依頼：平成31年3月中旬
- (5) 連絡協議会：平成31年4月中旬
- (6) 実施計画書の提出：平成31年5月上旬頃
- (7) 契約締結：平成31年6月上旬頃
- (8) 研究協議会：平成32年2月
- (9) 契約期間：契約締結日から平成32年3月20日まで

※経費は契約締結後の執行となりますので、希望調書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。

8 事業完了の報告等

- (1) 受託者は、事業が完了したとき、廃止、解除又は中止（以下「廃止等」という。）の承認を受けたときは、事業完了（廃止等）報告書等を作成し、終了した日から10日を経過した日、又は当該年度の3月25日のいずれか早い日までに、帳簿及び支出を証する書類の写しとともに、国立教育政策研究所に提出するものとする。
- (2) 本事業の実施に伴い作成した成果物（普及用パンフレット、研修資料、実践報告会等の報告書、その他の研究成果報告書及び収支精算書、領収証等の金額についての根拠書類の写し）を、事業完了（廃止等）報告書に添えて提出すること。（提出方法は別途指示する）
- (3) 本事業の内容の一部又は全部を、国立教育政策研究所のホームページにて公表することを予定している。各受託者のホームページにも掲載するなど、成果普及に努めること。

9 その他

- (1) その他、本事業の委託に当たっては、「教育課程研究指定校事業実施要項」によるものとする。
- (2) 事業実施に当たっては、契約書を遵守すること。

様式 1 (希望調書鑑)

平成 年 月 日

国立教育政策研究所
教育課程研究センター長 殿

機関等名
所在地

代表者職・氏名

印

平成 3 1 年度教育課程研究指定校事業の希望調書を提出します。

1 学校名

学校名	公募課題番号	校種	教科等名	加配

※欄が不足する場合には適宜枠を増やしてください。

2 国立教育政策研究所との都道府県教育委員会等連絡担当者

都道府県市番号		都道府県市名又は大学名	
所属	課		
担当者職・氏名			
電話			
FAX			
e-mail	課	※担当課のアドレスをご記入ください。	
	担当		

※「代表者職・氏名」は、公立学校は都道府県・指定都市教育委員会の教育長名、国立大学附属学校は国立大学法人学長名、私立学校は学校法人の理事長名を記入してください。

※「国立教育政策研究所との都道府県教育委員会等連絡担当者」には、公立学校は都道府県・指定都市教育委員会の担当者、国立大学附属学校は国立大学附属学校事務主管課の担当者、私立学校は都道府県私立学校事務主管課の担当者を記入してください。

※A4判用紙片面1枚で作成してください。

※都道府県教育委員会等で、例えば、義務教育課と高校教育課のように、担当者が複数の場合も、1枚にまとめて作成の上、御提出ください。

平成 3 1 年度教育課程研究指定校事業希望調書
—幼稚園—

都道府県・指定都市番号		都道府県・指定都市名	
-------------	--	------------	--

公立 ・ 私立 ・ 国立 (○で囲む)

【 1. 園の概要】

ふりがな 幼稚園等名						ふりがな 園長名	
所在地	〒		FAX		e-mail:		
(H31.4.1見込)	3 歳児	4 歳児	5 歳児	混合	計	(H31.4.1 見込)	
学級数						教員数 名	
収容定員						特記 事項	
収容実員							

【 2. 研究主題等】

公募課題番号	※公募課題 2 を選択した場合は、「2 (1)」のように記入。	公募課題 1 を選択した場合の教科等名	※複数の課題が示されている場合は、「国語②」のように記入。
学校における研究主題	※公募課題を踏まえ、学校における研究主題を記入してください。		
研究主題設定の理由	※上記「学校における研究主題」の設定理由について、学校の現状や課題、研究の目的、研究期間中に達成したい目標等を踏まえて簡潔に記入してください。		
研究の内容	※研究の視点や手立て等を明確に示しながら、研究の内容を具体的かつ簡潔に記入してください。		
結果の検証方法	※研究結果の検証方法について、現時点で想定しているものを具体的かつ簡潔に記入してください。		

【 3. 研究体制】

※研究を進めていくための研究体制について、図等で具体的に記入してください。(自治体や企業、大学等、校外機関との連携も含む。)

【 4. 研究計画】

	実施時期	取組の計画	期待される結果
一年次		※取組の計画を、年間の前半・後半や、1・2・3学期等の期間に分けて、具体的に記入してください。	※左記の取組により、どのような結果が期待できるのかを記入してください。
		※枠は適宜設定してください。	
二年次			

【 5. 過去の研究実績】

※平成 26 年度以降、本事業の他、国立教育政策研究所や文部科学省等の事業の指定を受けている場合（平成 31 年度の応募予定も含む）は記入してください。 (例) ○○事業（国立教育政策研究所、平成 29・30 年度指定）
 △△事業（文部科学省、平成 31 年度応募予定）

※ここまですを A 4 判用紙、縦長、両面 2 枚以内で作成してください。

平成 3 1 年度教育課程研究指定校事業希望調書
—小学校—

都道府県・指定都市番号		都道府県・指定都市名	
-------------	--	------------	--

公立 ・ 私立 ・ 国立 (○で囲む)

【 1. 学校の概要】

ふりがな 学 校 名	立						小学校	校長氏名	
所 在 地	〒 電話 FAX e-mail								
(H31.4.1 見込)	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計	(H31.4.1 見込)	
学 級 数								教員数 名	
児 童 数	※特別支援学級在籍の児童を含んだ数をご記入ください。								
特記事項									

【 2. 研究主題等】

公募課題番号	※公募課題 2 を選択した場合は、「2 (1)」のように記入。	公募課題 1 を選択した場合の教科等名	※複数の課題が示されている場合は、「国語②」のように記入。
学校における研究主題	※公募課題を踏まえ、学校における研究主題を記入してください。		
研究主題設定の理由	※上記「学校における研究主題」の設定理由について、学校の現状や課題、研究の目的、研究期間中に達成したい目標等を踏まえて簡潔に記入してください。		
研究の内容	※研究の視点や手立て等を明確に示しながら、研究の内容を具体的かつ簡潔に記入してください。		
結果の検証方法	※研究結果の検証方法について、現時点で想定しているものを具体的かつ簡潔に記入してください。		

【3. 研究体制】

※研究を進めていくための研究体制について、図等で具体的に記入してください。(自治体や企業、大学等、校外機関との連携も含む。)

【4. 研究計画】

	実施時期	取組の計画	期待される結果
一年次		※取組の計画を、年間の前半・後半や、1・2・3学期等の期間に分けて、具体的に記入してください。	※左記の取組により、どのような結果が期待できるのかを記入してください。
		※枠は適宜設定してください。	
二年次			

【5. 過去の研究実績】

※平成 26 年度以降、本事業の他、国立教育政策研究所や文部科学省等の事業の指定を受けている場合（平成 31 年度の応募予定も含む）は記入してください。 (例) ○○事業（国立教育政策研究所、平成 29・30 年度指定）
△△事業（文部科学省、平成 31 年度応募予定）

※ここまですを A 4 判用紙、縦長、両面 2 枚以内で作成してください。

平成 3 1 年度教育課程研究指定校事業希望調書
—中学校—

都道府県・指定都市番号		都道府県・指定都市名	
-------------	--	------------	--

公立 ・ 私立 ・ 国立 (○で囲む)

【 1. 学校の概要】

ふりがな 学 校 名	立				中学校	ふりがな 校 長 氏 名	
所 在 地	〒						
	電 話		FAX		e-mail		
(H31.4.1 見込)	1 年	2 年	3 年	計	(H31.4.1 見込)		
学 級 数					教員数 名		
生 徒 数					[うち、調査研究にかかわる教科等の教員数]		
	※特別支援学級在籍の児童を含んだ数をご記入ください。				名		
特記事項							

【 2. 研究主題等】

公募課題番号	※公募課題 2 を選択した場合は、「2 (1)」のように記入。	公募課題 1 を選択した場合の教科等名	※複数の課題が示されている場合は、「国語②」のように記入。
学校における研究主題	※公募課題を踏まえ、学校における研究主題を記入してください。		
研究主題設定の理由	※上記「学校における研究主題」の設定理由について、学校の現状や課題、研究の目的、研究期間中に達成したい目標等を踏まえて簡潔に記入してください。		
研究の内容	※研究の視点や手立て等を明確に示しながら、研究の内容を具体的かつ簡潔に記入してください。		
結果の検証方法	※研究結果の検証方法について、現時点で想定しているものを具体的かつ簡潔に記入してください。		

【3. 研究体制】

※研究を進めていくための研究体制について、図等で具体的に記入してください。(自治体や企業、大学等、校外機関との連携も含む。)

【4. 研究計画】

	実施時期	取組の計画	期待される結果
一年次		※取組の計画を、年間の前半・後半や、1・2・3学期等の期間に分けて、具体的に記入してください。	※左記の取組により、どのような結果が期待できるのかを記入してください。
		※枠は適宜設定してください。	
二年次			

【5. 過去の研究実績】

※平成 26 年度以降、本事業の他、国立教育政策研究所や文部科学省等の事業の指定を受けている場合（平成 31 年度の応募予定も含む）は記入してください。 (例) ○○事業（国立教育政策研究所、平成 29・30 年度指定）
△△事業（文部科学省、平成 31 年度応募予定）

※ここまですを A 4 判用紙、縦長、両面 2 枚以内で作成してください。

平成 3 1 年度教育課程研究指定校事業希望調査
—高等学校—

都道府県・指定都市番号		都道府県・指定都市名	
-------------	--	------------	--

公立 ・ 私立 ・ 国立 (○で囲む)

【 1. 学校の概要】

ふりがな 学 校 名	立				高等学校	校長氏名	
所 在 地	〒 電話 FAX e-mail						
設置する課程 (H31.4.1 見込)						(H31.4.1 見込) 教員数	名
生 徒 数 (H31.4.1 見込)							
学 科 名	1 年	2 年	3 年	4 年	計	[うち、調査研究にかかわる教科等の教員数]	
						名	
※枠は適宜設定してください。							
特記事項							

【 2. 研究主題等】

公募課題番号	※公募課題 2 を選択した場合は、「2 (1)」のように記入。	公募課題 1 を選択した場合の教科等名	※複数の課題が示されている場合は、「国語②」のように記入。
学校における研究主題	※公募課題を踏まえ、学校における研究主題を記入してください。		
研究主題設定の理由	※上記「学校における研究主題」の設定理由について、学校の現状や課題、研究の目的、研究期間中に達成したい目標等を踏まえて簡潔に記入してください。		
研究の内容	※研究の視点や手立て等を明確に示しながら、研究の内容を具体的かつ簡潔に記入してください。		
結果の検証方法	※研究結果の検証方法について、現時点で想定しているものを具体的かつ簡潔に記入してください。		

【3. 研究体制】

※研究を進めていくための研究体制について、図等で具体的に記入してください。(自治体や企業、大学等、校外機関との連携も含む。)

【4. 研究計画】

	実施時期	取組の計画	期待される結果
一年次		※取組の計画を、年間の前半・後半や、1・2・3学期等の期間に分けて、具体的に記入してください。	※左記の取組により、どのような結果が期待できるのかを記入してください。
		※枠は適宜設定してください。	
二年次			

【5. 過去の研究実績】

※平成 26 年度以降、本事業の他、国立教育政策研究所や文部科学省等の事業の指定を受けている場合（平成 31 年度の応募予定も含む）は記入してください。 (例) ○○事業（国立教育政策研究所，平成 29・30 年度指定）
 △△事業（文部科学省，平成 31 年度応募予定）

※ここまですを A 4 判用紙，縦長，両面 2 枚以内で作成してください。

平成 3 1 度教育課程研究指定校事業希望調書

公募課題 2 (5)

一校種間の連携による教育課程の編成, 指導方法等の工夫改善に関する実践研究一

都道府県・指定都市番号		都道府県・指定都市名又は法人名		推進地域等名	実践研究に協力する市区町村名等を記入してください。(例:〇〇市△△地区)
-------------	--	-----------------	--	--------	--------------------------------------

【 1. 研究協力の園・学校の概要】 ※園・学校が複数ある場合には, 適宜コピーして使ってください。

[幼稚園等] 公立・私立・国立 (○で囲む)

ふりがな 幼稚園等名						ふりがな 園長名	
所在地	〒 電話 FAX e-mail:						
(H31.4.1見込) 学級数	3歳児	4歳児	5歳児	混合	計	(H31.4.1見込) 教員数 名	
収容定員						特記 事項	
収容実員							

[小学校] 公立・私立・国立 (○で囲む)

ふりがな 学校名	立 小学校						ふりがな 校長氏名	
所在地	〒 電話 FAX e-mail							
(H31.4.1見込) 学級数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	(H31.4.1見込) 教員数 名
児童数								
特記事項								

[中学校] 公立・私立・国立 (○で囲む)

ふりがな 学校名	立 中学校					ふりがな 校長氏名		
所在地	〒 電話 FAX e-mail							
(H31.4.1見込) 学級数	1年	2年	3年	計	(H31.4.1見込) 教員数 名			
生徒数					[うち, 調査研究にかかわる教科等の教員数] 名			
特記事項								

[高等学校] 公立・私立・国立 (○で囲む)

ふりがな 学校名	立 高等学校					ふりがな 校長氏名		
所在地	〒 電話 FAX e-mail							
設置する課程 (H31.4.1見込)						(H31.4.1見込) 教員数 名		
生徒数 (H31.4.1見込)								
学科名	1年	2年	3年	4年	計	[うち, 調査研究にかかわる教科等の教員数] 名		
※枠は適宜設定してください。								
特記事項								

様式 2 - 5

【2. 研究主題等】

<p>推進地域等における研究主題</p>	<p>※公募課題を踏まえ、推進地域等における研究主題を記入してください。</p>
<p>研究主題設定の理由</p>	<p>※上記「推進地域等における研究主題」の設定理由について、推進地域の現状や課題、研究の目的、研究期間中に達成したい目標等を踏まえて簡潔に記入してください。</p>
<p>研究の内容</p>	<p>※研究の視点や手立て等を明確に示しながら、研究の内容を具体的かつ簡潔に記入してください。</p>
<p>結果の検証方法</p>	<p>※研究結果の検証方法について、現時点で想定しているものを具体的かつ簡潔に記入してください。</p>

【3. 研究体制】

(1) 全体図

※研究を進めていくための研究体制について、図等で具体的に記入してください。(自治体や企業、大学等、校外機関との連携も含む。)

(2) 連携教育研究会議の構成員・人数

※個人名は書かず、どのような立場で参画するかがわかるよう、勤務先及び職名等で記入してください。

【4. 研究計画】

	実施時期	取組の計画	期待される結果
一 年 次		※取組の計画を、年間の前半・後半や、1・2・3学期等の期間に分けて、具体的に記入してください。	※左記の取組により、どのような結果が期待できるのかを記入してください。
		※枠は適宜設定してください。	
二 年 次			

【5. 過去の研究実績】

※平成 26 年度以降、本事業の他、国立教育政策研究所や文部科学省等の事業の指定を受けている場合（平成 31 年度の応募予定も含む）は記入してください。（例）○○事業（国立教育政策研究所，平成 29・30 年度指定）
△△事業（文部科学省，平成 31 年度応募予定）

※ここまですを A 4 判用紙，縦長，両面 2 枚以内で作成してください。

様式 3

教育課程研究指定校事業（平成 3 1 年度）

経費積算見込表

都道府県・指定都市番号 [] 都道府県・指定都市名 []

公立 ・ 私立 ・ 国立 ← ※○で囲んでください。

継続 ・ 新規 ← ※○を付けてください。

研究課題番号 [] 教科等 []

研究指定校等名 []

経 費 項 目	金 額 (円)	積 算 内 訳			
1. 諸謝金	円	円×	人×	回=	円
		円×	人×	回=	円
2. 旅費	円	円×	人×	回=	円
		円×	人×	回=	円
3. 消耗品費	円		円×	個=	円
			円×	個=	円
4. 印刷製本費	円		円×	部=	円
			円×	部=	円
5. 会議費	円	円×	人×	回=	円
		円×	人×	回=	円
6. 通信運搬費	円		円×	個=	円
			円×	個=	円
7. 図書購入費	円		円×	冊=	円
			円×	冊=	円
事業経費合計額	円	/			

様式 4

※希望する学校（園）が無い場合、この様式にて回答をお願いします。

回 答 票（希望無し）		
送信先：国立教育政策研究所 教育課程研究センター 研究開発部研究開発課 指導係 e-mail shidoukk@nier.go.jp		
日付	平成 年 月 日（ ）	
平成 3 1 年度教育課程研究指定校事業の実施について（照会）に対する回答		
国立教育政策研究所 教育課程研究センター長 殿 平成 3 1 年度教育課程研究指定校事業を希望する学校（園）はありません。		
○国立教育政策研究所との都道府県教育委員会等連絡担当者		
都道府県市番号	都道府県市名又は大学名	
所属	課	
担当者職・氏名		
電話		
FAX		
e-mail	課	※担当課のアドレスをご記入ください。
	担当	

※「国立教育政策研究所との都道府県教育委員会等連絡担当者」には、公立学校は都道府県・指定都市教育委員会の担当者、国立大学附属学校は国立大学附属学校事務主管課の担当者、私立学校は都道府県私立学校事務主管課の担当者を記入してください。

※A4判片面1枚で作成してください。

※都道府県教育委員会等で、例えば、義務教育課と高校教育課のように、担当者が複数の場合も、それぞれの課で連絡を取り合っ
いただき1枚にまとめて作成の上、御提出ください。

別紙 1

平成 3 1 年度教育課程研究指定校事業公募研究課題

平成 3 1 年度国立教育政策研究所教育課程研究センター教育課程研究指定校事業は、新学習指導要領等の実施を見据え、次に掲げる公募研究課題（以下「公募課題」とする。）についての教育課程の編成や指導方法、学習評価等の実践研究を公募します。研究期間は原則 2 年間です。

なお、小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、高等学校には中等教育学校後期課程を含みます。

公募課題	公募課題名	対象	
1	各教科等に係る研究課題 ※各教科等に係る研究課題のうち、高等学校については一部の教科等についての公募となります。	幼稚園，小学校，中学校，高等学校	
2	学校全体で取り組む研究課題		
	(1)	伝統文化教育を地域とともに推進するための教育課程の編成，指導方法等の工夫改善に関する実践研究	小学校，中学校，高等学校，特別支援学校
	(2)	へき地の学校における教育課程の編成，指導方法等の工夫改善に関する実践研究	へき地の小学校又は中学校
	(3)	資質・能力を育むために，教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の質を高める実践研究（効果的なカリキュラム・マネジメントに関する実践研究）	高等学校 ※平成 31 年度は小学校，中学校の新規募集は行いません。
	(4)	E S D を学校全体で体系的に推進するための教育課程の編成，指導方法等の工夫改善に関する実践研究	小学校，中学校，高等学校
	(5)	校種間の連携による教育課程の編成，指導方法等の工夫改善に関する実践研究	幼稚園（保育所・幼保連携型認定こども園を含む），小学校，中学校，高等学校

公募課題 1 各教科等に係る研究課題

幼児の発達に応じた、主体的・対話的で深い学びに係る指導内容や指導方法等の工夫改善に関する実践研究

【幼稚園】

◆ 実践研究の背景

- 幼稚園教育要領（平成 30 年 4 月から実施）においては、幼稚園教育の基本を踏まえ、幼稚園教育において育みたい資質・能力を一体的に育むよう努めることとされている。
- 幼稚園教育においては、幼児が自分から興味をもって様々な人，自然，ものなどの環境に主体的に関わりながら，様々な活動を展開し，充実感や満足感を味わうという体験を重ねていくことが重要である。その過程では，他の幼児との関わりの中で活動を展開したり，試行錯誤しながら自分で考え取り組んでいけるようにしたりするなど，教師の援助が

大切である。

- 幼稚園における指導は、幼児理解に基づく指導計画の作成、環境の構成と活動の展開、幼児の活動に沿った必要な援助、評価に基づいた新たな指導計画の作成という循環の中で行われるものである。
- ◆ 実践研究の目的、内容等
本研究では、幼稚園教育要領を踏まえ、幼児の発達に応じた、主体的・対話的で深い学びに係る指導内容や指導方法等の工夫改善に関する実践研究を行い、その成果を全国に普及し、各幼稚園における指導改善の参考に資するものである。
- ◆ 留意点
 - 応募した幼稚園の課題等に応じて実践研究に取り組むこととする。
 - 幼稚園生活における幼児の自発的な活動としての遊びを中心として研究を進め、2年間での幼児の変容等を評価し、幼児期の発達の過程と指導の過程が明らかになるようにする。
 - 平成30年度までに研究指定校として委嘱されている幼稚園が、それまでの研究成果や研究により明らかとなった課題等を踏まえて応募しようとする場合は、それらの成果等を基に平成31年度の研究で新たにどのような目標を達成しようとするのかを希望調書で明確にすること。

学習指導要領の趣旨を実現するための学習・指導方法及び評価方法の工夫改善に関する実践研究

- ◆ 対象教科等
 - 【小学校】【中学校】全ての教科等
 - 【高等学校】○各共通教科等…公民 芸術（音楽、美術、書道）
※芸術については音楽、美術、書道の別に指定する。
○専門教科…看護、情報（専門教科）
- ◆ 実践研究の目的
本研究では、学習指導要領の趣旨を実現するための学習・指導方法及び評価方法の工夫改善に関し、研究主題を設定して実践研究を行い、その成果を全国に普及し、各学校での指導改善の参考に資するとともに、今後の教育課程や指導方法等の改善に資する。
- ◆ 実践研究の内容
 - 下記の各教科等の研究課題に基づいて各学校で研究主題を設定し、学習・指導方法及び学習評価の工夫改善について実践研究を行うこと。
その際、次に示す事項の全て又はいずれかに留意して実践研究を行うこと。
 - ・知識及び技能の習得やそれらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等の育成を重視した学習指導
 - ・他者との協働性を重視した言語活動を取り入れた学習指導
 - ・学習の見通しや振り返りの活動を取り入れた実社会・実生活との関わりを踏まえたりすることなどにより、児童に主体性を持たせたり有用性を実感させたりする学習指導
 - 学習評価の工夫改善については、学習・指導方法の工夫改善と一貫性を持った形で取り組むこと。その際、次に示す事項の全て又はいずれかに留意すること。
 - ・ペーパーテストのみによらない多様な学習評価による観点別学習状況の評価

- ・「主体的に学習に取り組む態度」又は「思考・判断・表現」の観点における学習評価の工夫改善
- ・知識及び技能だけでなく、それらを活用した思考力、判断力、表現力等をも評価するために効果的なペーパーテストや学習カード（ワークシート）等の工夫改善

○ 研究に際しては、国立教育政策研究所が平成23～25年にかけて作成・公表した「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」及び「総合的な学習の時間における評価方法等の工夫改善のための参考資料」も参照すること。

◆ 留意点

- 実践研究に取り組む際には、下記の各教科等の内容を中心に取り組むほか、応募した学校の課題等も適宜加えて実践研究に取り組むこととする。
- 新学習指導要領を見据え、次年度からの全面実施における指導と評価の在り方についても検証すること。
- 平成30年度までに研究指定校として委嘱されている学校が、平成30年度までの研究成果や研究により明らかとなった課題等を踏まえて応募しようとする場合は、それらの成果等を基に新たに平成31年度からの研究でどのような目標を達成しようとするのかを希望調書で明確にすること。

【小学校】

国語	<p>下記①又は②のいずれかに関する研究</p> <p>①新学習指導要領の趣旨を生かした国語科の学習指導に関する研究（(ア) (イ)のいずれか一つ又は両方）</p> <p>(ア) 「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」のいずれか又は複数の領域の指導を通して、次の一つ又は複数を取り上げた研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・語彙を豊かにする指導の改善・充実 ・情報と情報との関係や情報の整理など、情報の扱い方に関する指導の改善・充実 ・各領域において、自分の考えを形成する学習過程を重視した指導の在り方 <p>(イ) 育成すべき資質・能力を明確にした授業づくりと学習評価の工夫改善</p> <p>②全国学力・学習状況調査の活用を図る指導方法等の研究（(ア) (イ)のいずれか一つ又は両方）</p> <p>(ア) 全国学力・学習状況調査の調査問題そのものや授業アイデア例を実際の授業に位置付けた単元の構想や指導方法等の研究</p> <p>(イ) 全国学力・学習状況調査の調査問題に係る課題を踏まえた、思考力、判断力、表現力等を育成する単元の構想や指導方法等の研究</p>
社会	<p>下記の内容に関わる教材開発等と評価の在り方の研究</p> <p>○(ア)～(エ)のいずれか一つ又は複数</p> <p>(ア) 第3学年の内容（地域の歴史）に関わって、教材開発、資料作成、学習展開等を含めた小単元計画を研究する。</p> <p>(イ) 第4学年の内容（地域の災害）に関わって、教材開発、資料作成、学習展開等を含めた小単元計画を研究する。</p> <p>(ウ) 第5学年の内容（産業の情報化に関わる内容）に関わって、教材開発、資料作成、学習展開等を含めた小単元計画を研究する。</p> <p>(エ) 第6学年の内容（日本国憲法と政治やくらし）に関わって、教材開発、資料作成、学習展開等を含めた小単元計画を研究したり、歴史学習において、当時の世界との関わりを目を向け、我が国の歴史を広い視野から捉えるための資料提示の工夫を研究したりする。</p>

算 数	<p>学習指導要領の実施状況や全国学力・学習状況調査の結果から、児童の理解に課題があり、指導の工夫改善が求められる内容に関する研究</p> <p>○(ア)～(カ)のいずれか一つ又は複数</p> <p>(ア)「数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を育成する」ための、児童の実態に合わせた効果的な指導方法とその評価方法の研究（「思考力、判断力、表現力等」を授業中に適切に評価するための、適用問題、評価問題、活用問題等の開発など）</p> <p>(イ)学習意欲の向上や学習内容の確実な定着を図るための、「見通しを立てたり、振り返ったりする」などの効果的な指導方法等の研究</p> <p>(ウ)各学年において、分数の意味の理解を深めていくための効果的な指導方法等の研究</p> <p>(エ)乗法や除法の意味を理解するための系統的な指導計画及び効果的な指導方法等の研究</p> <p>(オ)割合（単位量当たりの大きさ・百分率）の意味を理解するための系統的な指導計画及び効果的な指導計画等の工夫改善についての研究</p> <p>(カ)「データのもつ特徴や傾向を把握し、問題に対して自分なりに結論を出したり、結論の妥当性について批判的に考察したりする」ことができるための効果的な指導法の研究</p>
理 科	<p>下記①又は②のいずれかに関する研究</p> <p>①教育課程全体に係る課題（(ア) (イ)のいずれか一つ）</p> <p>(ア)問題解決の力を育てる指導法等の研究</p> <p>(イ)自然の事物・現象についての深い理解を図る指導法等の研究</p> <p>②全国学力・学習状況調査等に係る課題（(ア) (イ)のいずれか一つ）</p> <p>(ア)見通しを伴った観察・実験の計画及び実施における効果的な指導方法等の研究</p> <p>(イ)観察・実験の結果から考察し結論を導くための効果的な指導方法等の研究</p>
生 活	<p>下記の内容に関する研究</p> <p>○(ア) (イ)のいずれか一つ又は両方</p> <p>(ア)思考や気付きを促す体験や表現活動を通して、気付きの質を高め児童の意欲の向上につながる主体的・対話的で深い学びを実現する指導計画及び指導方法の研究</p> <p>(イ)生活科を中心とした単元配列表をもとに他教科等との関連を積極的に図ることで、低学年における教育全体の充実を実現する指導計画及び指導方法の研究</p>
音 楽	<p>〔共通事項〕の趣旨を生かして、「A 表現」領域と「B 鑑賞」領域の関連を図り、音楽の特性に即した思考力、判断力、表現力等を育成し、主体的、創造的な学習を実現する指導方法と評価方法等の研究</p> <p>○(ア) (イ) のいずれか一つ又は両方</p> <p>(ア)「音楽表現の創意工夫」又は「鑑賞の能力」の指導と評価の充実に関わるもの</p> <p>(イ)「我が国や郷土の音楽」を学習素材として扱うもの</p>
図 画 工 作	<p>表現及び鑑賞の活動を通して育成を目指す資質・能力を明確にした指導計画及び指導方法と学習評価の実践研究</p>
家 庭	<p>家庭科の各内容において育成を目指す資質・能力を明確にし、日常生活の課題を解決する力や家族の一員として、生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を育成するための指導計画及び指導方法と学習評価の研究</p> <p>○(ア)～(オ)のいずれか一つ又は複数</p> <p>(ア)内容「A 家族・家庭生活」における指導計画、(1)～(3)及び(4)家族・家庭生活についての課題と実践に関する指導方法と学習評価の研究</p> <p>(イ)内容「B 衣食住の生活」における食生活の指導計画、(1)～(3)に関する指導方法と学</p>

	<p>習評価の研究</p> <p>(ウ)内容「B 衣食住の生活」における衣生活の指導計画，(4)，(5)に関する指導方法と学習評価の研究</p> <p>(エ)内容「B 衣食住の生活」における住生活の指導計画，(6)に関する指導方法と学習評価の研究</p> <p>(オ)内容「C 消費生活・環境」における指導計画，(1)，(2)に関する指導方法と学習評価の研究</p>
体 育	<p>運動領域と保健領域の両方に関する研究</p> <p>【運動領域】</p> <p>2年ごとのまとめりとして示されたA～Fの各領域の指導内容の(2)「思考力，判断力，表現力等」に関する内容について，それまでに身に付けた知識や技能を基に思考・判断・表現し，児童自らが課題解決を図るための効果的な指導と評価の在り方についての研究○A～Fの各領域のうち，いずれかの領域を選定し，6年間の発達を踏まえた研究を進めること。その際，選定した領域について2年間ごとの指導計画を立てること</p> <p>【保健領域】</p> <p>第3学年から第6学年に示されたGの領域の指導内容の(2)「思考力，判断力，表現力」に関する内容について，それまでに身に付けた知識や技能を基に思考・判断・表現し，児童自らが課題解決を図るための効果的な指導と評価の在り方についての研究（身近な生活における健康課題に着目し，発達の段階を考慮し研究を進めること。）</p> <p>○(ア)～(オ)のいずれか一つ又は複数</p> <p>(ア)第3学年の「(1)健康な生活」</p> <p>(イ)第4学年の「(2)体の発育・発達」</p> <p>(ウ)第5学年の「(1)心の健康」</p> <p>(エ)第5学年の「(2)けがの防止」</p> <p>(オ)第6学年の「(3)病気の予防」</p>
道 徳	<p>学習指導要領に示された，各教科等においても特質に応じた適切な道德教育を行うことや道德教育の全体計画に各教科等で行う道德教育について指導の内容及び時期を示すことを踏まえ，自校の道德教育の重点目標に基づく各教科等の特質を生かした道德教育とその要となる道德科の指導方法等の研究</p> <p>○(ア)～(オ)の全てを踏まえた具体的な研究課題を設定</p> <p>(ア)学校の道德教育の重点目標に基づく全体計画の作成と実施に関わる工夫</p> <p>(イ)学校の教育活動全体を通じて行う道德教育におけるいじめ問題や情報モラル，現代的な課題への対応</p> <p>(ウ)各教科等の特質を生かした道德教育の工夫</p> <p>(エ)各教科等における道德教育の要となる道德科の指導の工夫</p> <p>(オ)教科書教材の効果的な活用の工夫</p>
外国語活動	<p>新学習指導要領を見据え，次年度からの移行期最終年度における取り組みに関する研究</p> <p>○(ア)(イ)のいずれか一つ又は両方</p> <p>(ア)新学習指導要領を見据え，「言語活動を通して」の具体の指導の在り方</p> <p>(イ)新学習指導要領を見据え，「主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度」の育成を目指す指導の在り方</p>

総合的な学習の時間	<p>他教科等及び総合的な学習の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、総合的に働くようにするとともに、学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力）を発揮した探究的な学習を行うことを通して、主体的・対話的で深い学びを実現する指導計画及び指導方法等の研究</p> <p>○(ア)～(ウ)のいずれか一つ又は全て</p> <p>(ア)探究のプロセスや発達の段階を踏まえた「考えるための技法」と「思考ツール」を活用した指導計画及び指導方法の在り方</p> <p>(イ)探究的な学習の質的向上のために、地域の教育資源を積極的に活用した指導計画及び指導方法の在り方</p> <p>(ウ)発達の段階や学年間の系統に配慮し、探究的な学習の過程に適切に位置付けたプログラミング学習に関する指導計画及び指導方法の在り方</p>
特別活動	<p>特別活動において育成を目指す資質・能力の重要な三つの視点が「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」であることや、学校における教育活動全体で行うキャリア教育の要であること、また、国立教育政策研究所において特別活動指導用リーフレット「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）」が作成・全国配布されたことを踏まえた、特別活動で育成を目指す資質・能力を育成するための指導方法等の研究開発</p> <p>○(ア)～(ウ)いずれか一つ又は複数</p> <p>(ア)学級・学校生活をよりよくするための課題を解決するために、集団として合意形成を図って協力して実践するなど、自治的能力を育む学級活動の指導方法及び評価方法の工夫</p> <p>(イ)自己の課題の解決や将来の生き方を描くために意思決定して実践するなど、自己指導能力や自己実現につながる力を育成する学級活動の指導方法及び評価方法の工夫</p> <p>(ウ)共生社会の担い手として求められる社会に参画する態度や自治的能力を育む児童会活動、クラブ活動並びに学校行事における集団活動の指導方法及び評価方法の工夫</p>

【中学校】

国語	<p>下記①又は②のいずれかに関する研究</p> <p>①新学習指導要領の趣旨を生かした国語科の学習指導に関する研究（(ア) (イ)の両方）</p> <p>(ア)国語科の改訂の趣旨及び要点にある項目を踏まえた学習指導の工夫改善</p> <p>(イ)(ア)に伴う新学習指導要領を踏まえた学習評価の工夫</p> <p>②全国学力・学習状況調査の結果分析に基づいた、指導方法等の工夫改善に関する研究</p>
社会	<p>課題を追究したり解決したりする活動を中核とする単元構成の工夫改善に関する研究</p>
数学	<p>下記①又は②のいずれかに関する研究</p> <p>①教育課程全体に係る研究（(ア) (イ)のいずれか一つ又は両方）</p> <p>(ア)数学的活動への取組を促し、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るための具体的な授業の在り方と評価方法等の実践研究（研究の中で、指導内容のつながりを意識した効果的な単元計画や評価計画の開発についても取り扱うこと）</p> <p>(イ)新学習指導要領で示された領域「D データの活用」に示した内容において、データの傾向を読み取り、批判的に考察し判断することができるようにするための具体的な授業の在り方と評価方法等の実践研究</p> <p>②全国学力・学習状況調査の活用等に係る研究</p> <p>新学習指導要領の趣旨を踏まえて実施される全国学力・学習状況調査において、知識</p>

	と活用を一体的に問う調査問題の趣旨や記述式問題等の分析に基づき、知識・技能などを実生活の様々な場面で活用する力や様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力を育成するための指導方法等の研究
理 科	<p>下記①又は②のいずれかに関する研究</p> <p>① 生徒の主体的な学びを促し、科学的に探究する力の育成に関する研究</p> <p>科学的に探究する力を育成するために、「問題を見だし観察・実験を計画する学習活動、観察・実験の結果を分析し解釈する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動」等の学習活動を取り入れた単元を構成して、生徒が主体的に学習できる教材の開発や単元の構成に工夫を加えることの効果について研究する。その際、例えば、「十分な観察・実験の時間や探究する時間の設定」「ものづくりの推進」「継続的な観察などの充実」「博物館や科学学習センターなどとの連携」などに関連付けて取り組むことも考えられる。</p> <p>②全国学力・学習状況調査等に係る研究</p> <p>自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行い、課題を解決するなど、科学的に探究する学習指導の充実に関する研究。</p> <p>その際、育成したい力（何ができるようになるか）を明確にし、どの学習内容で（何を学ぶか）、どのように学習を展開すると（どのように学ぶか）、どのような効果があるか（何が目に付いたか）を明らかにすること。なお、科学的に探究するために必要な資質・能力の一部に限定したり、探究の過程の一部に焦点をあてて研究したりしてもよい。例えば、以下のような学習活動を充実することも考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然の事物・現象から問題を見だし解決可能な課題を設定し、主体的に探究する学習活動の充実 ・自分の考えをもち、自分や他者の考えを検討して改善する学習指導の充実 ・予想や仮説に基づいて見通しを持った観察・実験を計画し、課題を解決する学習活動の充実 ・観察、実験などの結果を分析して解釈するとともに、探究の過程を振り返る学習活動の充実 ・理科を学ぶことの意義や有用性を実感し、日常生活や社会で知識及び技能を活用する学習活動の充実
音 楽	<p>〔共通事項〕の趣旨を生かして、「A 表現」領域と「B 鑑賞」領域の関連を図り、音楽の特性に即した思考力、判断力、表現力等を育成し、主体的、創造的な学習を実現する指導方法と評価方法等の研究</p> <p>○(ア) (イ)のいずれか一つ又は両方</p> <p>(ア)「音楽表現の創意工夫」又は「鑑賞の能力」の指導と評価の充実に関わるもの</p> <p>(イ)音楽文化についての理解を深めることに関わるもの</p>
美 術	<p>「A 表現」及び「B 鑑賞」の相互の関連を図り、美術科において育成する資質・能力と学習内容との関係を明確にした指導方法等の工夫改善についての研究</p> <p>○(ア) (イ)のいずれか一つ又は両方</p> <p>(ア)造形的な視点を豊かにし、表現したり鑑賞したりするなどの資質・能力を相互に関連させながら育成する指導方法等と学習評価の研究</p> <p>(イ)造形的な視点を豊かにし、生活を美しく豊かにする造形や美術の働き、美術文化と豊かに関わられるようにするための指導方法等と学習評価の研究</p>

保 健 体 育	<p>体育分野と保健分野の両方に関する研究</p> <p>【体育分野】</p> <p>主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法や評価方法等についての研究</p> <p>○(ア) (イ)のいずれか一つ又は両方を選択し、各校で領域を設定</p> <p>(ア)学習した知識や技能を活用して課題を発見し合理的に解決するなど、思考力、判断力、表現力等の育成に向けた指導計画や指導方法及び評価方法等の工夫改善についての研究</p> <p>(イ)体づくり運動や体育理論及び保健分野との関連を図った指導の充実や、知識を基盤とした指導の充実に向けた指導計画や指導方法及び評価方法等の工夫改善についての研究</p> <p>※なお、体育分野においては、共生の視点から男女共習で行うものとする。</p> <p>【保健分野】</p> <p>主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法や評価方法等についての研究</p> <p>○(ア) (イ)のいずれか又は両方を選択し、各校で内容を設定</p> <p>(ア)個人生活における健康課題について、課題を発見し、その解決を目指して思考し判断し、それらを表現する力の育成を目指して、指導計画や指導方法及び評価方法等の工夫改善についての研究</p> <p>(イ)体づくり運動や体育理論など体育分野との関連を図った指導の充実に向けた指導計画や指導方法及び評価方法等の工夫改善についての研究</p>
技 術 ・ 家 庭	<p>技術分野と家庭分野の両方又はいずれかに関する研究</p> <p>【技術分野】</p> <p>○(ア)～(ウ)のいずれか一つ</p> <p>(ア)技術分野が目指す「技術を評価し、選択、管理・運用したり、新たな発想に基づいて改良、応用したりすることによってよりよい生活や持続可能な社会を構築する資質・能力」を育成するための「主体的・対話的で深い学び」の在り方と、育成状況の評価についての研究</p> <p>(イ)技術分野が目指す「技術を評価し、選択、管理・運用したり、新たな発想に基づいて改良、応用したりすることによってよりよい生活や持続可能な社会を構築する資質・能力」を育成するための、カリキュラム・マネジメントの実現についての研究</p> <p>(ウ)プログラミング学習、E S D、知的財産権教育、防災・安全教育、道徳教育等、今後技術分野で特に重視すべき教育の、技術分野の特質を生かした指導と評価の在り方についての研究（なお、重視すべき教育については、学校の実態に応じて例示以外を取り上げてもよい）</p> <p>【家庭分野】</p> <p>家庭分野の各内容において育成を目指す資質・能力を明確にし、これからの生活を展望して課題を解決する力やよりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を育成するための指導計画及び指導方法と学習評価の研究</p> <p>○(ア)～(オ)のいずれか一つ又は複数</p> <p>(ア)内容「A 家族・家庭生活」における指導計画、(1)～(3)及び(4)家族・家庭生活についての課題と実践に関する指導方法と学習評価の研究</p> <p>(イ)内容「B 衣食住の生活」における食生活の指導計画、(1)～(3)及び(7)衣食住の生活についての課題と実践に関する指導方法と学習評価の研究</p> <p>(ウ)内容「B 衣食住の生活」における衣生活の指導計画、(4)、(5)及び(7)衣食住の生活</p>

	<p>についての課題と実践に関する指導方法と学習評価の研究</p> <p>(エ)内容「B 衣食住の生活」における住生活の指導計画，(6)及び(7)衣食住の生活についての課題と実践に関する指導方法と学習評価の研究</p> <p>(オ)内容「C 消費生活・環境」における指導計画，(1)，(2)及び(3)消費生活・環境についての課題と実践に関する指導方法と学習評価の研究</p>
外国語	<p>下記の①又は②のいずれかに関する研究</p> <p>①英語でコミュニケーションを図る資質・能力の向上に係る課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資質・能力を，<u>言語活動を通して</u>育成することを意図した単位時間や単元の指導の在り方に関する研究 <p>②全国学力・学習状況調査の活用に係る課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査の出題のねらい及び結果分析等に基づいた指導過程や指導方法等の研究
道徳	<p>学習指導要領に示された，各教科等においても特質に応じた適切な道徳教育を行うことや道徳教育の全体計画に各教科等で行う道徳教育について指導の内容及び時期を示すことを踏まえ，自校の道徳教育の重点目標に基づく各教科等の特質を生かした道徳教育とその要となる道徳科の指導方法等の研究</p> <p>○(ア)～(オ)の全てを踏まえた具体的な研究課題を設定</p> <p>(ア)学校の道徳教育の重点目標に基づく全体計画の作成と実施に関わる工夫</p> <p>(イ)学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育におけるいじめ問題や情報モラル，現代的な課題への対応</p> <p>(ウ)各教科等の特質を生かした道徳教育の工夫</p> <p>(エ)各教科等における道徳教育の要となる道徳科の指導の工夫</p> <p>(オ)教科書教材の効果的な活用の工夫</p>
総合的な学習の時間	<p>他教科等及び総合的な学習の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け，総合的に働くようにするとともに，学習の基盤となる資質・能力（言語能力，情報活用能力，問題発見・解決能力）を発揮した探究的な学習を行うことを通して，主体的・対話的で深い学びを実現する指導計画及び指導方法等の研究</p> <p>○(ア) (イ)のいずれか一つ又は両方</p> <p>(ア)探究のプロセスや発達の段階を踏まえた「考えるための技法」と「思考ツール」を活用した指導計画及び指導方法の在り方</p> <p>(イ)探究的な学習の質的向上のために，地域の教育資源を積極的に活用した指導計画及び指導方法の在り方</p>
特別活動	<p>下記の内容に関する研究</p> <p>○(ア) (イ)のいずれか一つ</p> <p>(ア)「よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動の充実」が現行学習指導要領に明示されていることを踏まえ，思考力，判断力，実践力（表現力と実行力）を育む学級活動における話し合い活動の指導方法及び評価方法の工夫</p> <p>(イ)共生社会の担い手として求められる社会に参画する態度や自治的能力を育む生徒会活動又は学校行事における集団活動の指導方法及び評価方法の工夫</p>

【高等学校（各共通教科等）】

公 民	<p>課題を追究したり解決したりする活動を通して、資質・能力を育成する単元構成の工夫改善に関する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙権年齢や成年年齢の引下げを踏まえ、主体的な社会参画に向けたもの、もしくは、グローバル化や情報化の進展など社会の変化への対応に向けたものであること。 ・関連する専門家や関係諸機関などとの連携・協働を図った取組であることが望ましい。
音 楽	<p>音楽を形づくっている要素の知覚・感受を支えとして、音楽の特性に即した思考力、判断力、表現力等を育成する主体的・創造的な音楽表現及び鑑賞の学習を実現する指導方法と評価方法の研究</p> <p>○(ア)～(カ)のいずれか一つ</p> <p>(ア)「音楽Ⅰ」において歌唱分野又は器楽分野の学習と鑑賞領域の学習との関連を図ったもの</p> <p>(イ)「音楽Ⅰ」において創作分野の学習を含むもの</p> <p>(ウ)「音楽Ⅰ」において鑑賞領域の学習を含むもの</p> <p>(エ)「音楽Ⅰ」において我が国の伝統音楽を学習素材として取り扱うもの</p> <p>(オ)専門学科等（総合学科や普通科のコース等を含む）において、「演奏研究」の趣旨を生かした学習指導の研究を含むもの</p> <p>(カ)「音楽Ⅱ」又は「音楽Ⅲ」において、上記(ア)から(エ)までのいずれかに相当する学習を含むもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他者との関わりによる学びの深まりを大切に学習過程を含めること。 ・表現領域においては「音楽表現の創意工夫」、鑑賞領域においては「鑑賞の能力」に係る指導と評価の関係及び評価方法を明確にすること。 ・生活や社会の中の音や音楽の働きや、音楽文化についての理解に関する内容を含めること。
美 術	<p>下記の内容に関する研究</p> <p>○(ア)(イ)のいずれかを一つ選択し、具体的な研究課題を設定</p> <p>(ア)美術Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ(いずれか又は全て)又は専門学科等（総合学科や普通科のコース等を含む）において、表現及び鑑賞において育成する資質・能力と学習内容との関係を明確にし、主体的に学習に取り組む態度の高まりの中で、資質・能力が総合的に関連して働くようにするとともに、主体的に学習に取り組む態度や、「思考力、判断力、表現力等」の育成を重視した指導方法及び学習評価についての研究</p> <p>(イ)美術Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ(いずれか又は全て)又は専門学科等（総合学科や普通科のコース等を含む）において、表現及び鑑賞において育成する資質・能力と学習内容との関係を明確にし、中学校美術科の内容に示されている〔共通事項〕（「形や色彩、材料、光などの性質や、それらがもたらす感情を理解すること。」及び「形や色彩の特徴などを基に、対象のイメージをとらえること。」の2事項）を造形的な視点として「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導に効果的に取り入れるとともに、主体的に学習に取り組む態度や美術を愛好する心情を育て、美術の諸能力を伸ばし、美術文化の理解を図ることを重視した指導方法及び学習評価についての研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「思考力、判断力、表現力等」に関連する発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力の育成に当たって、効果的に言語活動を位置付けた指導方法を研究に

	<p>含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習評価については、国立教育政策研究所が公表している「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料（高等学校 芸術〔美術〕）」に示されている内容を基に研究をすること。
書道	<p>書道Ⅰにおいて，育成する資質・能力と学習内容との関係を明確にし，「A 表現」及び「B 鑑賞」の相互関連を図りながら，主体的に学習に取り組む態度や「思考力，判断力，表現力等」を育成する指導方法の工夫改善と評価方法についての研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現と鑑賞の相互関連を図り，言語活動の充実を図りながら，意図に基づいて作品を構想し表現を工夫したり，作品や書の伝統と文化の価値を考えたりする学習を適切に位置付けること。 ・生活や社会の中で書が果たしている役割等から書の伝統と文化について理解を深める学習を設定すること。 ・作品を構想し表現を工夫していく一連の制作過程や，作品の価値やその根拠について考えていく鑑賞に視点をあて，学習の実現状況を適切に把握する評価について工夫改善を行うこと。 ・表現と鑑賞の相互関連に係る学習・指導方法及び評価方法についての工夫改善を行うこと。

【高等学校（専門教科）】

看護	<p>看護を通じ，地域や社会の保健医療福祉を支え，人々の健康の保持増進に寄与する職業人を育成するための学習・指導方法及び評価方法の工夫改善に関する実践研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領の実施を見据えた内容とすること。 ・研究の対象科目は，一つでも，複数でもよい。また，科目の内容の全てではなく，一部でもよい。 ・生徒の主体的・対話的で深い学びを実現する学習の工夫改善について研究すること。 ・実践的・体験的な学習を通して生徒の共感力を高め，多様性の理解を深める指導の工夫を図ること。 ・評価方法については，生徒が自分の課題を発見し，主体的に取り組んでいくことを支援する視点からも工夫改善を図ること。
情報 (専門教科)	<p>情報社会の発展を担う情報産業分野で活躍する人材を育成するための学習・指導方法及び評価方法の工夫・改善に関する実践的研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領の実施を見据えた内容とすること。 ・研究の対象は一つの科目でも，複数の科目でもよい。また，取り上げる科目の内容は全てでも，単元でもよい。 ・問題の発見や解決の過程を通して，生徒の主体的・対話的で深い学びの中で思考力，判断力，表現力等の育成を行うこと。 ・多様な見方を育てるためにペア学習やグループ学習などを取り入れ，適宜発表などの活動を行い，積極的に質疑応答させるなど，言語活動の充実に努めること。 ・情報産業における情報モラルの育成について配慮すること。 ・評価方法の工夫・改善については，ペーパーテストのみによらない多様な方法による観点別学習状況の評価について ICT の活用も含めて研究すること。 ・必要に応じて大学や専門学校等の高等教育機関，企業及び公共機関等との連携を行うこと。

公募課題 2 学校全体で取り組む研究課題

(1) 伝統文化教育を地域とともに推進するための教育課程の編成、指導方法等の工夫改善に関する実践研究

- ◆ 対象校種：小学校，中学校，高等学校，特別支援学校
- ◆ 実践研究の目的，内容等
 - 児童生徒に伝統と文化を尊重し，それらを育ててきた我が国と郷土を愛するとともに，他国を尊重し，国際社会の平和と発展に寄与する態度を身に付けさせるため，各教科等における伝統的な言語文化，歌唱及び和楽器，行事食・郷土食，産業，和服の基本的な着装その他の伝統的な事項に係る指導について，地域の関係者や専門家からの協力による指導効果の向上，学校と地域とのつながりの深化を図る実践研究を行う。
 - 研究の推進に当たっては，地域の関係者から児童生徒が指導を受けたり，学習の成果を地域の行事等で披露したりするなど，本研究での取組が地域の中でどのように展開され，また，それにより学校と地域との関係がどのように深まっていったかを明らかにするとともに，伝統文化教育に係る教育課程の編成についての地域との協働についても明らかにするよう留意して実践研究を行うこと。

(2) へき地の学校における教育課程の編成、指導方法等の工夫改善に関する実践研究

- ◆ 対象校種：へき地の小学校又は中学校（小中併設校の場合，小・中学校として応募することも可能）
- ◆ 実践研究の目的，内容等
 - 全国的な教育水準の維持向上，学習指導要領で掲げる指導内容等を効果的に指導するための参考となるよう，へき地学校として指定される学校において，次のものに資する実践研究を行う。（①～⑤の一つ又は二つ以上に取り組む。）
 - ①全国の他のへき地の学校等で共通する課題の改善
 - ②複式学級における指導と評価の工夫改善
 - ③少人数学級等，児童生徒の学級集団の状況等を踏まえた課題の改善
 - ④へき地の学校ならではの教育資源を生かした特色ある教育活動の展開のための教育課程の編成，指導方法等の工夫改善
 - ⑤地域・学校等の課題を解決するためのICTを活用した学習活動等の充実

(3) 資質・能力を育むために、教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の質を高める実践研究（効果的なカリキュラム・マネジメントに関する実践研究）

- ◆ 対象校種：高等学校 ※平成31年度は小学校，中学校の新規募集を行わない。
- ◆ 実践研究の目的，内容等
 - 平成30年3月告示の学習指導要領で定められている，学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力や，教科等横断的な視点に立った資質・能力を育むために，教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の質を高める実践研究を行う。
 - 実践研究に当たっては，以下のカリキュラム・マネジメントの三つの側面を踏まえ，生徒や学校，地域の実態に応じたうえで，各教科・科目等がそれぞれに役割を十分に果

たし、学校教育目標の実現に向けて教育課程が全体として適切に機能するような取組を工夫すること。

- ・各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
- ・教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のP D C Aサイクルを確立すること。(なお、このことについては、全校体制で、学期ごとに教育活動の効果を点検し、次学期の取組の改善を検討すること、また、その点検に当たっては、生徒への質問紙調査を行うこととする。)
- ・教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

(4) ESDを学校全体で体系的に推進するための教育課程の編成、指導方法等の工夫改善に関する実践研究

◆ 対象校種：小学校，中学校，高等学校

◆ 実践研究の目的，内容等

- ESD (Education for Sustainable Development) は、環境的視点、経済的視点、社会・文化的視点から、より質の高い生活を次世代も含む全ての人々にもたらし、できる開発や発展を目指した教育であり、持続可能な未来や社会の構築のために行動できる人の育成を目的とする。
- 実践研究に取り組む際には、特に下記の内容について、指導方法等の実践研究を行うこと。
 - ・持続可能な開発目標 (SDGs) に示された課題などのESDの理念に沿った学習内容について、学習指導要領を踏まえたESDの視点に立った体系的な指導と評価の推進
 - ・教科等の関連付けを図った教育課程の編成及び他の教科等における学習状況を踏まえた教科等の指導方法等の工夫改善
 - ・ESDの導入により、学校全体として児童生徒にどのような概念や資質・能力が身に付いたのか、どのように教員や学校が変わったのかなど、その成果と課題の検証
- 本研究では、全校体制で、学期ごとに教育活動の効果を点検し、次学期の取組の改善を検討すること。また、その点検に当たっては、児童生徒への質問紙調査を行うこと。
- 研究に際しては、以下の報告書等も参照すること。
 - ・ESDリーフレット「ESDの学習指導過程を構想し展開するために必要な枠組み」(国立教育政策研究所教育課程研究センター)
[http://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/esd_leaflet.pdf]
 - ・ESDリーフレット「持続可能な開発のための教育 (ESD) はこれからの世界の合い言葉 みんなで取り組むESD！」(国立教育政策研究所教育課程研究センター)
[http://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/pdf/ESD_leaflet.pdf]

(5) 校種間の連携による教育課程の編成、指導方法等の工夫改善に関する実践研究

◆ 対象校種：幼稚園 (保育所・幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。), 小学校,

中学校，高等学校

◆ 実践研究の目的，内容等

- 各校種間の円滑な接続を図るため，校種間の接続を見通した教育課程の編成，指導方法等の工夫改善に関する実践研究を行い，その成果を全国に普及し，各学校等における教育課程の編成，指導方法等の工夫改善に資する。
- 地域の実態や各学校段階の特徴を踏まえ，学びの連続性が確保される教育課程の編成，指導方法等の工夫改善を図ること。
- 校種間連携のねらいや具体的な実施計画，取組状況（成果と課題）を明らかにすること。
- 研究を進める際には，都道府県教育委員会等との連携・協力の下で行うこと。また，委嘱を受けた都道府県教育委員会等は，実践研究を円滑に進めるために，学識経験者，PTA関係者，及び研究の協力校教職員等からなる連携教育研究会議を設けるものとする。
- 各校種間の連携・接続を図るため，例えば次のような視点で実践研究を行うことが考えられる。

【幼稚園と小学校との連携の場合】

- ・ 小学校教育を見通した幼児期における指導方法及び幼児期の学びの状況を踏まえた小学校における学習指導の在り方
- ・ 保育及び授業の相互参観，合同の研修会や研究会，幼児の状況の申し送りや児童の状況のフィードバック等を行う連絡会等の工夫を図るなど，幼児・児童理解の共有を踏まえた指導方法等の工夫改善

【小学校と中学校の連携の場合】

- ・ 小・中学校における学習内容の系統性を重視した教科指導，及び学習評価等の工夫改善
- ・ 小・中学校で共通する学習活動や学習方法に視点を当てた学習指導の展開
- ・ 中学校段階においても学習意欲を維持・向上させるための小学校及び中学校での学習指導の在り方
- ・ 中学校でのつまづきを予防・解消するための小学校及び中学校での教科指導等の在り方

【中学校と高等学校の連携の場合】

- ・ 社会参画への意識を高める指導の工夫（主権者教育など）
- ・ 問題発見・解決のある学びの過程に視点を当てた学習指導の在り方
- ・ 高等学校での学び直しのための指導の充実とその結果を踏まえた中学校での指導の改善
- ・ キャリア教育の成果を中学校と高等学校で共有・接続するための取組
- なお，幼稚園と小学校との連携・接続を図る場合は，以下の資料等を参考にすることも考えられる。
 - ・ 「スタートカリキュラムスタートセット」（平成27年1月，国立教育政策研究所教育課程研究センター）
[http://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/startcurriculum_mini.pdf?time=1446205479808]
 - ・ 「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム」（平成30年3月，国立教育政策研究所教育課程研究センター）
[http://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/startcurriculum_180322.pdf]
 - ・ 「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」（平成22年1月，幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議）
[http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2011/11/22/1298955_1_1.pdf]
 - ・ 「幼児期から児童期への教育」（平成17年2月，国立教育政策研究所教育課程研究センター）

[https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidou/youji_jidou.htm]

- ・「環境教育指導資料（幼稚園・小学校編）」（平成26年10月，国立教育政策研究所教育課程研究センター）

[http://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/kankyo_k_n_eb.pdf?time=1446640]

- また，申請にあたっては，研究に参画する学校等間で研究の目的や内容について十分に共通理解を図ること。

平成 3 1 年度教育課程研究指定校事業の審査について

【審査の観点】

原則として以下の 8 つの観点で審査を行う。

- ① 研究目的・内容等が学習指導要領（移行期間中における特例含む）等に基づいたものであるか。
- ② 研究目的・内容等が公募課題に沿っているか。
- ③ 研究目的・内容，期待される成果が一般的な学校での実践に参考となるものであるか。
- ④ 研究期間中に達成したい目標が具体的かつ明確で，実現の可能性があるか。
- ⑤ 研究の検証方法が明確にされているか。（質問紙などを通して，自己点検・評価を行い，学習指導の改善につなげるサイクルを想定し，確立しているか。）
- ⑥ 校内または地域をあげて研究を推進する適切な体制が整えられているか。
- ⑦ 研究計画・方法，スケジュールが具体的かつ明確で，実現の可能性があるか。
- ⑧ 経費積算見込表に妥当な経費が示されているか。

【評価方法・基準】

評価は【審査の観点】の各項目について 5 段階評価とし，審査委員がそれぞれ決定した得点の平均を当該応募者の得点とし，各評価項目の得点合計が高い順に複数の者を採択案件とする。

・評価規準は以下の通りである。

5 点：大変優れている 4 点：優れている 3 点：普通である 2 点：やや劣っている
1 点：劣っている ※得点は 5 点×8 項目＝40 点満点

委 託 契 約 書 (見本)

支出負担行為担当官国立教育政策研究所総務部長 ○○○○ (以下「甲」という。)と○○○○ (以下「乙」という。)は、次のとおり委託契約を締結する。

(実施する委託事業名等)

第1条 甲は、乙に対し、次の委託事業の実施を委託するものとする。

- (1) 委託事業名 **教育課程研究指定校事業 (小・○ ○○市立○○小学校)**
- (2) 委託事業の内容及び経費 別添実施計画書のとおり。ただし、第8条によった実施計画変更承認後は、変更後の実施計画書のとおりとする。
- (3) 委託期間 契約締結日から平成3○年3月20日

(委託事業の実施)

第2条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、**教育課程研究指定校事業実施要項 (以下「要項」という。)**及び別添実施計画書に基づき、委託事業を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

- 2 乙は、自らの責任において委託業務を遂行するものとし、第三者の権利処理 (第三者が所有又は管理する知的財産権の実施許諾や動産・不動産の使用許可の取得等を含む。)が必要な場合には乙の費用及び責任で行うものとする。甲の指示により、委託者名を明示して業務を行う場合も同様とする。
- 3 甲は、委託業務及び納入物に関して、約定の委託金額以外の支払義務を負わない。本契約終了後の納入物の利用についても同様とする。委託金額には委託業務の遂行に必要な諸経費並びに消費税及び地方消費税を含む。

(委託費の額)

第3条 甲は、委託事業に要する費用 (以下「委託費」という。)として、○○○,○○○円 (**うち消費税額及び地方消費税額○○○,○○○円**)を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

- 2 乙は、委託費を別添実施計画書に記載された経費区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(契約保証金)

第4条 会計法 (昭和22年法律第35号) 第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第100条の3第3号の規定により免除する。

(危険負担)

第5条 委託事業の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

(第三者損害賠償)

第6条 乙は、委託事業の実施に当たり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(再委託)

第7条 乙は、この委託事業の全部または一部を第三者に委託 (以下「再委託」とする。)してはならない。

(計画の変更)

第8条 乙は、別添実施計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするとき

別紙3

は、実施計画変更を甲に申請し、その承認を受けるものとする。ただし、経費の内訳の変更による費目間の流用で、費目間で増減する額が委託費の総額の30%を超えない場合はこの限りではない。

2 甲は、前項の承認を行うときは条件を付することができる。

(委託事業完了(廃止)報告)

第9条 乙は、委託事業が完了したとき(委託事業を中止し、又は廃止の承認を受けたときを含む。)

は、委託事業完了(廃止)報告書を、完了した日若しくは廃止等の承認の日から30日を経過した日又は甲が指定する日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、委託事業が完了したときは、委託事業完了(廃止)報告書を、研究成果報告書と収支精算書と合わせて甲に提出しなければならない。

(検査)

第10条 甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、遅滞なく当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。なお、必要に応じて、その他関係書類を提出させ、又は実地に検査を行うものとする。

(額の確定)

第11条 甲は、前条の規定に基づく検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託事業に要した決算額に充当した委託費の額と第3条第1項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払及び経理)

第12条 甲は、第11条の規定により委託費の額を確定した後、乙に委託費を支払うものとする。

2 委託費の支払は、乙の請求に基づいて行うものとし、このため乙は、請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、適法な請求書を受領した日から30日以内にその支払を行うものとし、同期間内に支払を完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年大蔵省告示第991号)に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。

4 乙は、委託費によって生じた利子については、委託事業の実施経費に充てなければならない。

(委託事業の中止等)

第13条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、委託事業中止(廃止)申請書正副2部を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、前二条の規定に準じ精算するものとする。

(不正行為等に対する措置)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると思われる場合は、乙に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、甲が必要であると認めるときは、乙に対して実態調査を行うものとする。

(1) 乙が、本契約書に記載された条件又は要項等に違反した場合

(2) 乙が、本契約の締結に当たり不正な申立てをした場合

(3) 本契約の履行に関し、乙又は使用人等に不正の行為(以下「不正等」という。)があった場合

(4) 乙が、委託事業を遂行することが困難であると甲が認めた場合

2 甲は、前項の結果、本契約に関する不正等が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

別紙3

(違約金)

第15条 甲は、前条第2項の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(利息)

第16条 甲は、第14条第2項による返還金に利息を付すことができるものとする。利息については、返還金に係る委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利5パーセントの割合により計算した額とする。

(相手方に対する通知発効の時期)

第17条 文書による通知は、甲から乙に対するものにあつては発信の日から、乙から甲に対するものにあつては、受信の日からそれぞれの効力を生ずる。

(代表者変更等の届出)

第18条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

(委託事業の調査)

第19条 甲は、必要があると認めたときは、委託事業の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実態調査を行うことができる。

(書類の保管等)

第20条 乙は、委託事業の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を経費区分に応じて記載するとともに、甲の請求があつたときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託事業を実施した翌年度から5年間保管しておくものとする。

(著作権等)

第21条 乙は、委託事業の実施に伴い発生した成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)について、委託事業の完了又は廃止等の承認の日をもって、甲に無償で譲渡するものとする。

2 前項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(個人情報の取扱い)

第22条 乙は、甲から委託された個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。以下同じ。)について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(1) 甲から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 甲から預託された個人情報について、本契約の委託目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

別紙 3

- 4 甲は、必要があると認めるときは、甲所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ、乙に対して必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- 5 乙は、甲から預託された個人情報を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託された個人情報について漏えい、滅失、損傷、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、委託業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
- 8 乙は、自らに対し、本条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。

(成果の利用等)

第23条 乙は、委託事業によって得た研究上の成果を利用しようとするときは、成果利用承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りではない。

(秘密の保持)

第24条 乙は、この委託事業に関して知り得た事業上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

- 2 乙は、この委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

(疑義の解決)

第25条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲と乙が協議の上解決するものとする。

上記の契約の証しとして本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
支出負担行為担当官
国立教育政策研究所総務部長

○ ○ ○ ○ 印

乙 住 所
名称及び
代表者名

印